

令和 5 年 3 月 14 日

令和 4 年度 市長への提言

上野原市男女共同参画推進委員会より市長へ、令和 4 年度の提言を以下に示します。

1、 家庭内における男女間の古い固定観念

(1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」

こうした考えは変わりつつあるものの、固定的性別役割分担の意識の解消、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開できるよう支援をお願いします。

(2) わが国の男性は他の国に比べ仕事時間が長い、一方で家事負担が極端に少ない。長時間労働を減らすような、職場における環境整備をお願いします。

(3) 男女共同参画社推進委員会で話し合ったことを全課に情報提供する機会を持つようお願いします。

(4) 男女共同参画社会実現のための啓発資料作成予算をお願いします。

2、 政策意思決定過程への女性の参加

意思決定過程において、「指導的地位」に占める女性の割合は増加していることを感じます。しかし、政府が掲げる「女性管理職 30%」の目標は達成されていません。

(1) 市職員の女性管理職について

本市では今年度女性の部長 1 名、課長 1 名、リーダーは 7 名ですが、今後各階級 30%を目指していくことを要望します。また、教育長が女性であることは特質に値します。

(2) 審議委員、区長などの各種委員に女性が含まれていない又は少ないことについて 地域の課題解決や活性化へと繋がる社会教育事業の中核を担う主宰（公民館館長）、社会教育委員に現在女性はいません。

また、女性の高齢者の悩みや、母子家庭などからの相談は、男性の民生児童委員には話しづらい現状があります。本市の各種委員に女性が少ないことの原因として区長、副区長などの地区での充て職となっていることが考えられます。各種委員の選出について、公募などへの改善検討をお願いします。

3、 本市の男女共同参画推進委員について

市の男女共同参画推進委員のメンバーは公募による男性 3 名、そして女性 3 名は市の職員（子育て保健課、政策秘書課、教育委員会社会教育課）です。任期途中ではありますが、一般委員を追加募集し、推進委員会の活性化を図るようお願いします。

4、 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

- (1) 育児休業等の取得により、変化が見られなかった出産後も就業を継続する女性の割合が上昇するなど、若い世代の暮らしは変わってきているようです。市としても結婚、出産後に職場復帰し、働き続けられる体制作りについて支援をお願いします。
- (2) 男性の育児休業取得者の割合は依然として低いと言えます。現在は妻の出産から8週間以内に4週を2回に分けて育児休業を取得できます。取得の推進のため、市として対策の検討をお願いします。女性と同様に男性が育児休暇をとる場合も、その期間代替職員を充てることについても検討をお願いします。
- (3) 男性は女性の育児の大変さを知らないことがあります。大変であることを男性にも知ってもらうような研修の機会を設けて頂きたいです。（まずは各課のリーダーを対象にするなど、取得を促す側の意識を変えていく必要があると考えます。）

5、 相対的貧困率

貧困は特に高齢単身女性や母子世帯に多く、その理由として女性は非正規労働者が多く、賃金が低いことが考えられます。本市においても、女性を正規雇用する会社が少ないと言えます。女性を雇用する会社を市を挙げて誘致する働きかけをお願いします。

6、 女性に対する暴力（女性の人権の侵害）

内閣府の調査によると、女性の約4人に1人がこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれか1度でも受けたことがあったと答えています。女性に対する暴力は重大な人権侵害です。本市においても、社会的認識の徹底、その根絶のための防止対策や相談窓口についての情報発信など被害者支援の基盤整備を行っていくようお願いします。

7、 小中学校時代に男女共同参画社会の基礎基本を指導しておく

- (1) 小中学校時代に男女平等、人権教育についての基礎基本を指導をお願いします。
- (2) SNSの普及の低年齢化などに伴い、売春などに関わる低年齢化もさらに進んでいます。これらの問題への対策として日頃からの指導、さらに校長会等を通した呼びかけをお願いします。

8、 地域における男女共同参画について

各地区の祭りなど多くの行事が新型コロナウイルスの影響を受け、何年も中止となり、地域活動における男女共同参画の機会は減少してしまいました。コロナ禍ではありますが、市から感染予防の正しい知識を発信し、身近な地域活動から男女共同参画社会が浸透していくよう検討をお願いします。